

令和8年度 第1回 清瀬市地域自立支援協議会

議 事 要 旨

件 名 第1回 清瀬市地域自立支援協議会

事 務 局 福祉子ども部 障害福祉課障害福祉係

開催場所 清瀬市しあわせ未来センター 2階 ボールルーム

日 時 令和8年5月11日（月） 午前10時～12時

出 席 者 委員12名

浅野 穂高、岩澤 寿美子、菊間 英子、下田 一紀

富永 健太郎、賛川 信幸、稗田 知子、森田 憲英、渡邊 公裕

（五十音順、敬称略）

欠 席 者 熊谷 大、三澤 愛子、長嶋 潤、山崎 昭浩、

会議次第

- 1 令和8年度地域自立支援協議会の年間予定について
- 2 令和8年度専門部会について
※講師派遣の研修内容について（予算33,000円の使途含む）
- 3 その他
基幹相談支援センター設置に向けたワーキンググループについて

審議経過

開会

福祉子ども部障害福祉課長より挨拶

1 令和8年度地域自立支援協議会の年間予定について

事務局より、令和8年度会議日程について資料1に基づき説明

会 長	今年度は、清瀬市障害（児）福祉計画の策定期限にあたり策定委員会とやり取りをしながら進めていくこととなる。 年2回の本会議は昨年度と変わっていない。その間に、事務局会議や部会の開催等を刻み、進めていく中で、本日は議題の2にあるように、今年度の取組について、各委員からご意見をいただき、年度末に今年度の活動について協議し、次年度に向けての共有することとなる。 本会の在り方や年間予定についてご意見をいただきたい。
委 員	なし

2 令和7年度専門部会について

各部会長より資料2-1～2-4に基づき説明

部会長	権利擁護・差別解消部会は活動内容については昨年と同様となっている。課題整理表の検討する課題（テーマ）についても、昨年と同様となっている。 課題解決に向けた取り組み（計画・進捗）の1の障害者理解への啓発では、過去3年と同様、障害者週間に市役所1階のロビーで展示を行った。事業所による販売を実施。昨年と比較して、販売を行う事業所は減っている。自由に持ち帰りができるものも用意してもらった。昨年、始めて市内の特別支援学級の児童の絵を19枚展示した。清瀬小学校に通学している児童の絵であったため、会場が近く、教員や保護者の方もご覧いただき、保護者の方からも展示してもらってよかったという声をもらっている。 障害者週間のポスターについては、清瀬特別支援学校の生徒の作品を写真に撮って、ポスターに使わせていただき、よかったと思う。今後も、その都度、生徒の作品を使わせていただきたいと考えている。 展示のレイアウトについては、前側に、手の込んだ作品があったので、後ろの方まではいかなかった。今年はレイアウトを工夫したい。 また、模造紙1枚で事業所の紹介をお願いしているが、今年度は、市民向けにわかりやすい内容（作業所でどのような仕事をしているのかなど）で事業所をお願いする予定である。 2の事業所間のネットワークづくりは、虐待防止研修会を今までに4回、実施している。今年度は5回目となる。予算が少ないこともあり、講師は自立支援協議会の会長、副会長にお願いし、市内の事業所に参加いただき、午前中の講演が続いている。午前中の開催であると放課後デイサービスの事業所
-----	---

	の参加が多く、時間帯を考えながら、他の事業所にも参加を頂ける工夫が必要であると思う。 昨年度は、資料を改変し、参加者が資料を持ち帰って、伝達研修ができるようにした。
会 長	ありがとうございました。 各部会長より報告をいただいて、その後、議論をしていこうと思う。 次に、地域生活支援拠点部会の報告をお願いしたい。
部会長	地域生活支援拠点部会の今年の年間活動計画（案）について報告したい。 表面については、部会員、活動目的は昨年度と同様となっている。活動内容は、4回事例検討を実施する計画を立てた。活動内容の中に、米印で事業所見学を実施と記載しているが、どこの事業所を見学するかは決まっていない。 裏面の課題整理表については、大きくは変わっていない。検討する課題、生じている具体的な問題についても、大きくは変わってはいない。 課題解決に向けた取り組みの3番目、支援困難事例への対応について、昨年度より、事例検討の際には、架空の事例ではなく、実際の事例で検討する機会を持ち始めた。今年度は実際の事例の検討を時間を十分に取って実施する計画に変わっている。昨年度までは市内の事業所一覧を作成する作業やショートステイを起点とした、ショートステイの未登録の方に登録を済ましておいていただく掘り起こしをして、数年間、準備をしてきた。 今年度は、実際の受け入れや緊急的な対応が生じた際の事例を部会の中で検討していきたい。 部会の中では、機能について話ができればよいと考えている。第1回、第2回は実際の事例で確認し、事業所間のコミュニケーションが必要であるため、そのあたりを確認できればよい。部会は2カ月に1回しかないが、実際には関わる事業所間同士で話し合う機会を回数を増やすなど、必要に応じて実施する必要があると思う。事例検討の中で、体験や人材の確保というワードを入れているが、特に体験の機会の確保がハードルが高く感じている。 着手できるところはないかという切り口から第4回は検討してみたい。 第3回の体験利用については、実際に実施している市外の事業所の方も招いて、伝えていただく機会も持ちたい。
会 長	ありがとうございました。 相談支援部会より報告をお願いしたい。
部会長	今年度から部会長となった。相談支援部会の年間活動計画（案）については、活動目的、活動内容は昨年度から大きく変更はない。 裏面は大きく変えている。 昨年度、相談支援事業所向けにアンケートを取り、そこで課題を抽出した結果をもとに、現場の課題について、以下3点の重点テーマに取り組んでいきたいと思う。 1点目、相談支援専門員の業務負担の改善。困難ケースの増加等で書類の作

	成や面談などの直接の支援に充てる時間が増えた。事務的な負担を軽減することができないかという意見が多く上がったので、書式の共通化や簡素化を市に提案して、作成時間の短縮を図っていきたい。 併せて、サービス資源の不足という点も課題に挙がっていたので、より具体的に分析出来たらと考えている。 2点目、相談の質の向上。個々のケースワークなので、代替え案のない困難な判断が専門員に強いられるというケースが多くあり、ケースを抱え込んでしまっていることがあり、精神的な負担も含めて、昨年度に引き続き、東久留米市の支援部会と合同で講師を呼んで野中式の事例検討会をできたらと考えている。 今年度も、相談支援部会で地域自立支援協議会の予算を活用させていただきたい。前回の事務局会議で、テーマを基幹相談支援センターの設置に関するものとして、相談支援事業所以外にも参加の声かけを実施したらどうかという意見をいただいたので、検討していければと考えている。事例検討会を開催して、困難事例の検討や共有ができる場にしたい。 3点目が基幹相談支援センターの設置に向けた検討。昨年1年を通して、相談支援部会で実施してきたが、引き続き、設置の実現に向けて、現場の声を反映させていければと考えている。
会 長	ありがとうございます。 子ども部会についてお願いします。
部会長	子ども部会では、部会員、活動目的に大きな変化はない。 活動内容について、昨年度、困りごとの共有や課題の検討はしていたが、具体的な方策の話し合いまでには至らなかった。今年度は、具体的な方策の共有までいくことを付け加えた。 裏面では、そのための現段階での課題として、一つ目として、事業所・関係機関のつながりの強化として、各事業所の困りことなどのアンケートを取って、事例を共有することで、他の事業所からアドバイスをいただいた。また、事業所間の話し合いがしやすいきっかけとなったというアンケートがあったので、今年度も継続していきたい。 具体的な取組として、事前アンケート等で各事業所の困難事例を取り上げて検討する時間を設けることを部会毎に行っていきたい。知識の共有だけではなく、困りごとの共有や話し合いの機会を作っていきたい。部会をきっかけに、送迎の時に会ったときや直接、連絡を取って相談する機会が増えたので、今年度も継続していきたい。 2つ目、地域課題の整理について、本人の居場所づくり、家族支援、家族の就労保障、災害時の対応など、課題は各部会委員から出ているが、事業所の課題と地域の課題とが混在していたり、横断的な対応が必要で、例えば、子ども部会の事業所だけでできることなのか。対応の整理や具体的な取り組みの検討まではできていなかった。また、送迎の課題など、ずっと課題は出ているが、具体的な提案までは至らなかったが、整理し、具体的な提案に繋げ

	ていきたい。 そのための取組として、事例報告は毎回実施するが、各事業所の受け入れ情報の把握や災害時の対応などの情報共有だけではなく、他にも取り組んでいきたい。 都の障害（児）者の居場所支援など、自治体と一緒に取り組んでいかないとできないものもある。学齢期だけではなく、卒後の居場所であったり、どういった方策があるのか、生活介護以外の居場所を含めて、部会員がどういった考えを持っているかも含めて、課題解決に向けた取り組みをしていきたい。
会 長	ありがとうございました。 4つの部会の部会長より、活動計画について報告いただいた。協議会と各部会との活動は関連があるので、ご協議いただきたい。 相談支援部会の報告の中にあった予算の使い方について、経緯から説明すると、今まで相談支援部会の中で、講師をお招きして事例検討会を行っていて、昨年度、講師謝礼として活用した経緯がある。これは全体の協議の中でこのような結果となった。予算が多くつければ、使い方など検討できるが、4つの部会がある中で、相談支援部会の活動にとなった。当初は、協議会長が音頭を取って、協議会としての研修にしようとなったが、昨年度はその調整がうまく進められず、広く協議会としての位置づけとして、十分にできなかった。相談支援部会のニーズとしては、引き続き、事例検討を講師をお招きして実施するために予算をあげられないかということが事務局会議の中であった。一方で、昨年度も議論があったことと同様に、協議会としての研修会の位置づけとしての議論があり、講師との調整もスケジュール関係があり、そこには付けずとするのではなく、事例検討を拡大するイメージが適切であると思うが、そこで、基幹相談支援センターの設置に向けた検討もできる研修会にして、声掛けは広くしていく予定である。基幹相談支援センターの設置の経験を持つ他自治体の方をお招きして、具体的な設置の検討ができるような研修もできるのではないかなと思う。それも併せて企画を練っていきたい。 権利擁護・差別解消部会では、虐待防止研修の参加者について、時間帯の議論があったが、他の部会に比べて、部会委員が少ないというところから、声掛けできる範囲が関係しているのではないかなということが事務局会議であった。昨年度から話題になっていたが、部会員については、資料にあるメンバーが固定でいくというより、部会で検討してもらい、少し範囲を広げていくことも視野に入れる可能性があるということではよろしいか。
副会長	それも検討していくということではよいかなと思う。
会 長	他の部会も活動を進める中で、声をかけた方がいいのではないかななどの議論があれば、順次、この活動計画にメンバーが追加されていく可能性がある。
副会長	その手続きについてであるが、会長を通して、会長が知らない間にということにはならないようにした方がよいと思う。
会 長	この手続きがあるわけではないと思う。

事務局	決まりがあるわけではない。副会長が言うように、会長には伝え、把握をしていただければと思う。
会 長	ありがとうございます。部会員の変更等があった場合は事務局に報告をし、事務局から会長に共有をいただくこととしたい。 その他、委員の皆様からご意見があればお願いしたい。 (新任委員の紹介)
委 員	新任のあいさつ これまでの議論が分からない中で、失礼なことを申し上げるかもしれないが、地域で困っていることは、地域性はあるが、自分が経験した中ではどこも似通っている。困難ケースや拠点、権利擁護のことについても含めて、色々取り組みをしていて、拠点のところかというと、まさにうちで緊急で受け入れているケースもある。具体的な生の事例が出てきているので、そこから見えている課題をどう取り組んでいくかは部会で議論ができるとよいと思う。 具体的に言うと、入口の所もそうであるが、出口も難しく、長期化しやすいこともある。出口を含めて、どういう風にネットワークを作っていくのかも大切である。 他の部会でも出ていたが、困難ケースはどこも難しくたくさんある。四苦八苦している。困難ケースの事例検討をよくやっているが、最後行きつくのは、支援者が困って、困難ケースとなる。本人が困難なのか、何が困難なのか、分析をしていくと支援者が困っているのではないかと行くと行く。そこにどうやって当事者の目線を入れていくか、誰がどうやって困っているのかを入れていくのかが大切ではないかと思っているところ。そう言った視点で、皆の議論の進捗を一緒に共有していけるとよいと考えている。
会 長	貴重なご意見をありがとうございます。 今のご意見について、部会で検討していること、又は検討予定のことはあるか。
部会長	子ども部会で、放課後デイサービスの送迎課題について、特別支援学級が増えてきたり、普通級に進学する子も増えてきて、同じ時間帯に3か所、4か所の学校を回らないといけな。完全に、キャパが難しい。学校で待っていてもらったり、子どもたちが送迎車に1時間以上乗っていたりする。活動時間が減ったり、仲間と過ごす時間が圧迫されてしまうという課題がある。 それについて、具体的な方策として、市内の特別支援学級の送迎バスがあるため、放課後デイサービスの近くに止めてもらうことはできないのか、実際に市に掛け合ってみよう等、相談してみよう等のやってみることに具体的には至っていない。今年度に、話を持っていきたい。
会 長	他、いかがか。
副会長	考え方として、何が困難なのか。こちら側の困難かもしれないが、それは何かを実現したいからなのか、することがあるがそれが困難である。それが何なのか、それに対してどのようにアプローチするのか。皆がそういう話にな

	っていけばよいと思う。これが支援者の事情ではなくて、利益を満たすために困難であるとかではない。それ以外で何をするかである。
部会長	子ども部会では、子どもの活動時間が圧迫されているという課題がある。子どもの受けるべきものが適切に提供されない。事業所の努力だけで解消できるものなのか。遊べる時間を確保するためにどうすればよいのかを検討することかと思う。
副会長	それを検討することだと思う。
会 長	相談支援部会のサービス資源の不足に書かれていたところであるが、課題の構造化という表現があった。まずは、事業所が困ったことを何がどうして問題なのか、サービス資源に関しては、量的な負担に関しては仕組みを変えることで解決することもあるが、傷に絆創膏を貼る形なのか、この傷はなぜできてきているのか、なぜ問題なのかというロジカルな分析をしていく。今、検討、議論が進められることと、市と協議して少し中長期なところでやらないといけないことなのか、整理ができると思う。忘れてはいけないことは当事者がこれによりどう困っているのかということ。 他、よろしいか。
委 員	学校ができる役割とそこが通じて、一緒に考えられることの共通項を見つけていく必要があると思う。相談支援であれば、困難ケースについては、学校も学校生活だけではなく、家庭と繋がっていて困難なことも多い。地域の資源をどうやって活用していくかを一緒に考えていくこともある。出口の話もあったので、学齢期から保護者を中心としながら、その後のことを考える機会を色々なことを準備してもらい、それが自然に乗っていくだろうということではなく、自分事として、本人も保護者も周りの支援者も考えていくきっかけを作っていくのも学校の役割だと思った。放課後デイサービスの方とは、直接、学校とやっていることもあるが、清瀬市だけではなく、いくつか市にまたがっているのも、そこ関係しながら、放課後デイサービスができることとイングリジョンと言いながら、放課後デイサービスという限られたところで過ごすということがもう少し地域の学童や地域の資源が活用できるように分散されると、移動だけで時間が掛かってしまうと、自分で通える場所にあれば通う。市の資源を活用しながら、マンパワーとしてできること。そこがある意味、施設の開放なのか、人の手当なのか、清瀬市は小学校の放課後ではいろいろやっていると聞いているので、そこに支援級のお子さんが参加されているのか、ということも含めながらやれるといいのではない。 また連携しながら、できればと思っている。
会 長	学校教育の側から、連携という言葉を出していただき、非常に心強いところである。 何か、今のことに関して、ご意見はあるか。
委 員	非常にありがたい。地域連絡会などで、子どものことを話せる機会がある。支援級であると、学校によって、連携の温度差がある。采配によって差があ

	ったりする。支援会議すらも持たせてもらえない学校もある。学校だけではなく、1日を通じてが生活なので、その場その場で関係する機関で連携が取れる関わりを作っていきたい。 非常に心強くて、ありがたい。
会 長	子ども部会だけの話ではないが、子どもの学校後の時間など悩ましい課題があると思う。保護者からすれば、放課後デイサービスがあって安心、お任せしたい。どこがいいか、探すと近い遠いというより、仲が良さそうなどの理由。本来なら、利用者が選べる良さがあるし、安心できるところがあるということは望ましい。資源の不足に関する話題や地域拠点の話にも関係してくるが、権利擁護・差別解消部会もそうであるが、フォーマルなサービスがあるので、それを第一選択とするのではなく、地域がどうあったら支えられるのか。居場所や放課後の時間など。そのうえで必要な部分を、制度、サービスが対応しているのであれば、それを上手に活用しようということができればよい。相談支援部会でも苦勞している部分もあると思うが、地域のエンパワメントという議論ができると良い。 関連して、部会の検討の方向性についても、部会に顔を出して、一緒に相談できれば良いと考えている。 他の委員、いかがでしょうか。
副会長	補足と質問をしたい。権利擁護・差別解消部会ですが、裏面の課題解決に向けた取り組みの2番、障害者週間の普及啓発と虐待防止研修の実施。研修については、事業所間のネットワークを作っていくことも込みで実施していく。お礼を申し上げたいのが、去年はひだまりの里清瀬で開催した。事業所を回って、事業所の様子を見てみようという意図もあった。 研修については、内容は元より、伝達研修という意味合いを含んでいるので、事業所に持ち帰って、内容の伝達がうまくできたのか、フィードバックしていただいて、事務局会議、本会議に挙げていただいて、もう少し積極的にできたらと思う。 質問であるが、地域生活支援拠点整備での表面の活動内容であるが、第1回から4回まで具体的な事例検討を実施することは重要であると考えている。拠点整備における4回で清瀬の実情を踏まえ課題が抽出できると思うので、課題をどのように解決していくかも含め、事務局会議、本会議に報告で挙げてくると思う。 事業所間の交換研修、事業所見学会実施予定については、とても面白いと思う。質問であるが、これは目的、ゴール設定はこの事例検討に絡めてであるのか。主旨を知りたい。
部会長	交換研修については、昨年度から部会の中で、実施内容の報告に留まっている。現在、実施できていることは、ひだまりの里と清瀬喜望園、知的と身体クロスのクロスで実務と知識を共有し合うことを年間の目標として行っている。 昨年度、実施していた内容は、それぞれの違いが分かるように、月に最大6人ぐらいを3カ月間の期間で、交換研修として、半日単位で、お互いの事業

	所を行き来した。今年度は少し形を変えて、委員会への参加やよりコミットした移乗、口腔ケアの技術を共有するようなところにシフトしている。ネットワーク形成のところの一つと捉えて、少し広がらないかなという印象があった。他のところでも同じことができないかなということ。そこまでは至らず、現段階では、ひだまりの里と清瀬喜望園では交換研修はあるが、それ以上のことはできていない。ただ、交換研修をやることは決まっているので、共有は部会内で実施していきたい。先ほどの困難事例に繋がるが、今年度の部会は事例検討を中心に実施していくので、副会長より話があったが、実際の事例を地域生活支援拠点部会で検討することで、それを一体的なこととして共有していきたい。昨年度と違って、実際の事例を検討していく。相談支援部会の参加者が地域生活支援拠点部会に参加するので、同日に実施している。相談支援部会の方以外は、地域生活支援拠点部会が終了すると退席するということが一日の流れとなっている。課題抽出の流れを考えると相談支援部会を先にやって、地域生活支援拠点部会が後に開催する流れの方がいいという意見もある。その部分を今年度は事例検討を多く実施するので、2カ月に1回の部会と部会の期間に、相談支援部会の方たちと、今まで以上に情報交換を行い、より具体的な内容を事例検討の中にも盛り込みたい。拠点の機能の話として検討できればと思う。その仕組みについては、属人的にないようにしたい。
会 長	ありがとうございます。 部会の間に事務局会議がある流れとなっている。予備日をどう事務局会議に活かすかということもあるが、4回を通じて挙がってきたことでもいいので、1回の事例検討で挙がってきた話題も共有して、次の事例検討の在り方に活かしていく方法もあると思う。 ちなみに、今年度は難しいと思うが、相談支援部会と地域生活支援拠点の順番というのは、何か意図があったのか。
事務局	最初の経緯はわからない。
会 長	参加者や他の意図があれば、会長の初年度に、相談支援部会の事例検討の議論で、大きくは相談支援力の底上げすると同時に、その中で地域課題が見えてこないか、それを午後の地域生活支援拠点にも繋いで議論していく形ができないかということがあったかと思う。 そういう流れも、今後、検討できるのであれば、今回の順番に、特に意図がないのであれば、入れ替えてもいいのではと思う。部会の順番について、ご意見があればお伺いしたい。いかがか。
委 員	権利擁護・差別解消部会に説明頂いた研修の目的としては、事業所を対象とした研修とのことだが、市民向けの啓発は。将来的にはそういうところも考えているのか。
部会長	副会長が目指しているのは市民向けの研修だが、その前に、大規模事業所であれば、そこで研修も十分受けられると思うが、人数の少ない作業所やパートの方などにも研修に来ていただきたい。自立支援協議会から修了証を出し

	ているので、将来的には市民向けの研修も考えているが、まずは小規模事業所向けの研修を実施し、虐待防止研修を受けたという項目に入れられるようにしたい。 今のところは事業所向けに留めて、将来的には市民向けの研修も検討していく。
委 員	人員不足の中で、ソーシャルアクションが取りきれない課題もあると思う。考え方が逆になってしまうが、福祉事業所には虐待防止研修が義務付けられている。行っていなければ減算になる。それぞれの事業所毎の研修が行われている中で、協議会主体の研修をやられているということで、事業所が行っている研修も参考にして欲しい。
副会長	今年度で、5回目であるが、部会長から話もあったが、当初の目的は研修会を開き、最初は事業所の職員が受け、修了証をもらう。市民向けにも研修を実施し、最終的には市民が虐待防止ゲートキーパーとして、バッチや受講証をもらって、ゲートキーパーとして、市民に虐待防止を浸透させていくということが念頭にあった。 そこで出てきたニーズは、事業所で必ず虐待防止研修をしないといけなため、学識経験者を呼んで、そこにお金を払うことがすべての事業所では難しい。パートの勤務形態の違いもある。そこで、清瀬市で虐待防止研修を実施し、受講した職員が各事業所に持ち帰り、伝達研修を行うことで、虐待防止研修を受けたことにする。清瀬市にて実施することで、内容が統一でき、地域に広がっていく。そうすると、研修を効率よく受講することできると啓発にもなると考える。 今後、どのように市民に広げていくかも考えていかないといけない問題だと思う。
会 長	ありがとうございます。 確認だが、研修の案内の時に、参加者は自分が伝達者になるというアナウンスはしているのか。
部会長	今までの資料は受講者が使用するだけであったが、昨年度は事務局の力を借りてアレンジした。
会 長	会長名で開催通知を出している。案内の時に、これから参加する研修会は持ち帰って、事業所で伝達研修をするという認識で参加しているのか、参加したら伝達研修と分かるのか。
部会長	案内文書のほかに付けている。去年は、伝達研修をしたかのアンケートを付けていない。そこは考えないといけない。
副会長	清瀬わかば会であると、7事業所あり、出ている所と出ていない所がある。出ている事業所はアンケートもやり、感想も出てきている。やっていない事業所は出ていない事業所。部会長が研修を組んで実施した。できている事業所とできていない事業所が法人の中でもある。実施すれば、うまくいく実感がある。
会 長	伝達研修ができているかどうかを確認する必要がある。

副会長	実施した時の困難もある。
部会長	実施したと思うが、部会に降りてきていない。
会 長	できたのか、できていないのか、どういう工夫ができたのか、どういうことが困難だったのか。 現場の声を部会に戻し、意見を次にというサイクルができると思う。 他、いかがでしょうか。
委 員	各部会の中で事例検討が入ってくるが、施設の中でも実施しているが、目的が事例検討になってしまう。虐待防止関係であれば、予防であれば平時の取組に関する事。未然防止であれば直前の問題提起。起きた後なら、事後対応。観点を分けて実施した方がよい。ただ、予防であれば、実際の問題が起きる前のことであるため、起きた問題を考えながら、つながりが難しいが、予防をしっかりしないと平時の取組が作れない。問題が起きた時だけ考えるようになる。普段やることをやっていないから問題が起きるというところに着地できればよいと考える。 事例検討となると、問題だけが注目され、何がこの先に、普段に生きるかが繋がらないと感ずることがある。
副会長	今の話が重要で、関わりそのものの中で、敬語を使う、敬称（君、ちゃんを辞める）に気を付けることで、虐待は防げる。日常の中に含まれている。障害のある方に向き合う部分から考えていかないと、虐待予防はできない。 事例のコンテンツも加味した事例になっている。日常生活に向き合う、どういう風に見るのか、関わるのかが前提になって予防になっていく。
会 長	文脈があるので表現が難しいが、困難事例や課題化、虐待、本人たちの権利擁護など様々な観点からすると、ネガティブなものをどうなくそうかという視点はあるが、そうは言いながらも、支援の中で、本人のストレングス（強み）を見ようとするのと同様に、その中で、支援者はこのように頑張ってきているとか、そこにも光を当てられるとよい。職員がエンパワーメントされると当事者のエンパワーメントに繋がってくると思う。職員の研修を実施するときは、困ったときが出てきたときは、その職員のストレングスをひたすら探していくようにしている。参考になれば。 他、いかがでしょうか。
委 員	放課後デイサービスで、以前に、利用者主体で考えると、A事業所に1日、B事業所に1日、C事業所1日で、週3日利用していると、それが良いお子さんもいるが環境が変わることがデメリットになるお子さんもいる中で、放課後デイサービス同士で、いろいろ相談し合おうというとても良い取り組みだと以前、感じたことがあった。そういう放課後デイサービス同士の話し合いなど、どういう風に進んでいるのか。
部会長	話が出るが、保護者にどのように話を持っていくか、その子たちを入れ替えて本当に良いのか、慎重に話し合わないといけないとは話をしている。実際には、できていないのが実情である。委員がおっしゃるように、統一できた方がよい子もいれば、色んな所に通って、いろんな交流ができた方がよい子

	もいる。それぞれの放課後デイサービスで一人の子について、そちらではこういう遊びができているなど、違う放課後デイサービスでも遊びが展開できることもある。一概に統一することはできないと思う。
委 員	相談支援部会も深く関わってくると思うが、多忙な中で、情報共有を中だけではなく、外に発信していくことが必要。清瀬市の中だけではないので、どう発信していくか、どう共有していくかの課題は、すごく大きいと思う。
会 長	確かに、市を跨ぐことはあるかもしれないが、事業所間だけではなく、ネットワークの中で、委員がおっしゃったのは、私が言った趣旨と違わないと思う。点や線で終わるのではなく、色々なものがあることを本人目線、保護者目線から、どういう風に活用していくことが望ましいかという判断は本人たちには難しいので、そこを専門家のご家庭の状況を見て、線から面になって繋がっていく、そこで取捨選択ができ、やってみて難しかったら次にどうしたらよいか考えていく、トライアンドエラーというか、やってどうだったかをモニタリングしていく、できるつながりになっていくと良いと思う。 ありがとうございました。
委 員	本会が2回しかないなので、部会が肝になると思う。障害者福祉センターのセンター長として参加しているが、一方で、社会福祉協議会の事務局長でもあるので、権利擁護・差別解消部会で、社会福祉協議会としては助成金としてお金を支払っているが、令和8年度も予算を確保している。これは歳末助け合い募金を原資として、福祉教育という観点で予算を取っている。部会や協議会で使用するだけではなく、もし使用することがあれば相談してほしい。障害者福祉教育の観点で取っているなので、権利擁護・差別解消部会だけでなくても良い。講師の謝金でも使用することができる。
会 長	貴重な情報をありがとうございます。 市の部会の活動に助成金がとなると不具合があるので、別の活動であるという建付けとなっている。部会そのものにつけることは難しい。 福祉教育の枠ということでは利用できるということ。
副会長	部会の中で、有志を募って、ある企画をしようと提案して応募している。そこにお金がついている。それで実現をしたものを報告している経緯がある。 また、それをやらせてもらいたいと思う。
会 長	他、いかがでしょうか。 地域生活支援拠点部会で、緊急時の受け入れ体制の確立の検討はこれはこれで検討するべきことと思うと同時に、平時の対応、虐待の話もそうであるが、そのあたりを緊急時の受け入れ体制の確立はそこに焦点化した議論になっているのか、そのために、事業所間のネットワークはあるかと思うが、平時の対応の議論はどうか。
委 員	部会の中の事例検討としては、各回、機能に照らし合わせて実際にどうだったかを確認する場として利用したいということがある。緊急の受け入れであれば、実際に受け入れた際にどうであったかと、当日発生したものを未登録の事業所が引き受けるという段階を実践した事例がほとんどなかった。そこ

	は共有が必要だと思ひ、拠点の部会としても、実例としては知らない人が多いと思ひるので、そういった機会にしていきたい。 平時からの所に関しては、今までは全く検証していないというが、そこに集中して議論してきてはいない。むしろ、各回の事例検討の中で、そういうことが課題だとなってくれば話し合うかどうかの検討になると思ひ。
会 長	ありがとうございます。 緊急時なので、平時の時にどうやって行くのか、緊急時には別の対応が求められるのではないかということで、拠点の話の時に、緊急時と併せて平時という話に焦点が当たっていたので聞いてみた。もし、そういうことが検討できるのであれば、検討していただきたいと思ひ。
副会長	地域生活拠点部会に地域自立協議会の求める整備、緊急ショートを実施させるためにはどうしたらよいか。拠点整備の中に含まれているので、手を付けてやってもらっていた。平時というか、ショートとの関連という流れであった。なかなか受け入れは難しい。
会 長	理想論として、平時の対応がうまくいくというか、平時の対応を検討していく中で、緊急時の対応を検討していくことができないだろうかということイメージしたのが今の問いであった。 検討している中で、緊急時を考える中で、ケース毎で、事業所側の困難につながってき続けないのかなど。検討することで、着地点のどういう姿が見えるのか。 拠点の位置づけや経緯などが、前会長が絵を書いてやられていた部分もあると思ひが、わからずに話をした。
委 員	ショートステイを使う立場からの意見ですが、ひだまりの里ができる前は、障害者福祉センターが市が持つショートステイとして2床あった。それがなくなり、ちょうど、ひだまりの里の開設に伴い、市のショートがなくなった。清瀬市の人、ひだまりの里のショートステイは3か月前から予約ができることになっている。なかなか使用できずに、他市のショートステイを利用していたこともあったが、使えるようになり、緊急でひだまりの里に行けるという環境が変わったということがあり、清瀬市内で早めに融通ができるという、今まで全く利用しない人が親の病気とかで増えていったということは流れとしてあった。 重度の方でいきなり来られたら、親は不安であると同時に、使わない人は全く使っていない。自分に何かあったときに、使わざるを得なくなる。ひだまりの里ができたことで、結局、市内で緊急で受け入れてくれる場所ができたということで、そのニーズがあったので、できたのだと思ひ。利用する立場としては、今までは使えないという状況もあったものが、反対に全然使わない人も、お試しで使ってみて、その掘り起こしを年間何人ということを経点部会で行ってもらったという流れがある。相談支援部会が、使っていない人を掘り起こし、拠点部会に繋がった。今までは体験で、ショートステイが確保できたというところで、体験利用ができるようになって、良かったと思ひ

	う。
副会長	国や東京都の要請もあって、清瀬市はどのように整備していくかの議論の中で、ショートの使用方、いきなりで本人が嫌だとなるとそのショートが利用できなくなるリスクがあるので、そうならないように、どうやって着地していくかの難しさを孕みながらやっている。緊急ではあるが、レスパイトなどで平時も利用していくことができるようになれば、家族の負担も減ることになる。その整備を市で行っていくかの議論だった。
会 長	ありがとうございます。 経緯をありがとうございます。 クライシスプランみたいなものを作っていく。
副会長	そうですね。
会 長	拠点の範囲を超えてしまうかもしれないが、ショートの利用も一つという考え方になると思うが、クライシスプランで、その人にとって、一番、安心できる場所はどこか。その一つがショート。そういうことを平時に、本人、相談支援の方になると思うが、そこに資源の強みを生かして、ショートになるといいと思って話した。
副会長	クライシスになって、一回経験がないと、そこを拒否することになって、その人の不安を倍加する事にもなる。そこを他の法人のいつも関わっている人が同行しながら、ショートを利用し、フェイドアウトしていくようなケースも考えられる。 その辺の議論を具体的にやっていくことが、今後、必要であると思う。
委 員	ひだまりの里が受けている中で、相談支援の経験があるが、緊急時にそれだけ日常に近い状態が作れるのかということがすごく大切だと思う。それが、日常的にショートやヘルパーを使う、その状態が親が倒れた時に住む場所が変わらなければ、日中帯はヘルパーを確保できるなど、どういったところをどうやって作っていけるのか。相談支援のところが、重要な役割を果たすと思う。ひだまりの里ができたから、ひだまりの里に行けばよいと副会長が言われたように、協力をしていける、サポートをしてくれる、日中活動に連れ出してくれる協力があって、初めて、機能が果たせるのではないかなと思う。それが全てとなった時に、受け止めきれるかといえば、限りがある為、丸抱えにならない形で、地域の事業所も利用者の当事者も、日常をどういう風に継続できるのかという視点で力が出し合えるところの議論につながると良いと思う。その人の過ごし方として、どこが一番良かったのか、ヘルパーが夕飯を届ければ自宅で過ごせるのか、恐らく、緊急で連絡がある中で、結局、ショートを利用せずに乗り切れたというケースもたくさんあると思う。その要因は何だったのかということの検証も必要である。兄弟が支えてくれたのかなどを含めて、つながりをどう作っていくのか、維持していくのかということが緊急時にショートを利用するだけではない視点での検討なのかなと思う。
副会長	そこが相談支援部会と地域生活支援拠点部会が一緒にやることの意味がそこ

	にある。
会 長	ありがとうございます。 分からずに発言したことに対する回答をいただいた。改めて、そういう認識が共有できた機会となった。 ありがとうございます。 議題で予定していた時間が11時30分でしたが、他に何かあるか。 では、地域自立支援協議会としては、ご提案頂いた活動計画を同意し、今頂いたご意見を踏まえながら、反映をして議論をしていただきたい。 また、経過で必要なところは議論していきたい。 3月の本会議ではそれについて、また報告していただきたい。 貴重なご議論をいただき、ありがとうございました。 次第の中で、講師派遣の研修内容について、先ほど、冒頭の中で、説明したので、よろしいでしょうか。企画案が出せればよかったが、構成について共有させていただいた。 3のその他で、基幹相談支援センター設置に向けたワーキング・グループについて、方向性としては次期計画に関わってくるため、計画策定委員会でワーキング・グループを設置し、顔を合わせるメンバーは似てくると思うが、ワーキング・グループで具体的な検討を進め、策定委員会のワーキング・グループなので、策定委員会に戻し、策定委員会とこの協議会は連携した形で進めていく形となるため、この協議会で共有しながら、進めていければよいと思う。 現時点で、計画策定委員会は事務局と確認している中では、国で示される指針に準拠しながらということで、7月から予定している。ワーキング・グループはそこからとなる。まだ、ロードマップが決まっていない。それを含め、ワーキング・グループで検討していく。市の方で予算としてつけていくのであれば、スケジュールをしていただき、それに向けて、ワーキング・グループで検討していく。
副会長	計画に乗ってくるマターを協議会で出すのはどうしてなのかということと、ワーキング・グループの位置づけと構成員をどのように決めていくのか。
会 長	位置づけについては、経緯からすると、相談支援部会でも基幹相談支援センター設置に向けて、基幹に求めるものなどを検討してもらっていた。会議体が大きいと議論が進まない所もあるため、協議会のもとにワーキング・グループを作って作業を進めてはどうかという話があり、その流れでいくと協議会のもとにワーキング・グループを作ることもあろうかと思うが、事務局とのやり取りの中で、計画に数字や目標として書いていくものなので、策定委員会の中にワーキング・グループを作っていくことの提案となった。 ご意見があれば頂きたい。 メンバーについては、策定委員会のメンバーが確定していないので、それ自体によることになると思う。ワーキング・グループの定義をして、どうすればよいかと思っている。例えば、協議会のメンバーで、計画策定委員会のメ

	ンバーではないメンバーで作っていく。計画策定委員会に含まれていないメンバーも想定される。
副会長	位置づけの問題であると思う。
会 長	計画策定委員会のメンバーだけで作ることもあるし、それ以外のメンバーが加わることも考えられる。
事務局	ワーキング・グループの位置づけ、定義は自由には作れると考えている。策定委員会のメンバーはある程度、中のことが分かっていないといけないので、策定委員は協議会とそんなに変わらないと考えている。
副会長	補足すると、以前より、基幹相談支援センターの設置に向けた検討を行うということは謳ってきた。いよいよ、待ったなしというところに来ていて、やるということになっているのであれば、その辺に向けた議論をしないといけない。前年度は相談支援部会で考えていただいたアンケートを取っていただいた。 本会議は2回、事務局会議。基幹相談支援センターの設置に向けた検討は話し合う時間がない。改めてワーキング・グループを作って、どのような基幹相談支援センターを置くのかの議論をしていく。どこが主になって行うのか。計画委員にいきなり言われても唐突であるし、協議会で話し合ってきたメンバーの中でまずは議論して、そこから作っていた方が早いんじゃないかということだと思う。 どうするかですね。
委 員	質問であるが、基幹相談支援センターの対象となるものは、知的・身体・精神の方、その他あると思うが、障害だけなのか。高齢部門はどうか。
副会長	重層的支援体制整備事業に併せて動いていかないといけないと思う。
事務局	基幹相談支援センターは基本的には障害分野となる。
委 員	障害を持った高齢の方もいますよね。関係性が混ざってくると思う。
事務局	内容によっては連携をしていくことになる。基幹相談支援センターを委託した場合でも、連携をとれるようにしていく必要があると考えている。
副会長	重層的支援体制整備事業の情報が降りてこないとこちらと連動していかないといけないので、その辺の情報共有をお願いしたい。 今の段階では、清瀬市としてはどうか。
事務局	具体的な取組としてはない状況。 今年度、地域福祉計画の策定があり、第1回は開催している。その中で、計画に重層的支援体制整備事業を明記しようということもあるので、情報共有をしながら進めていきたい。
会 長	基幹は基幹として、障害福祉の基幹となるが、地域福祉計画の中で、重層的支援体制整備事業が明記されるということですね。 この件について、いかがでしょうか。 構成メンバーについて、ご意見はあるか。
部会長	相談支援部会の部会長であるが、相談は2年目なので、経験もノウハウもないので、相談支援部会員の方が地域の課題であったり、沢山持たれているの

	で、ワーキング・グループには事務的なところはやっても構わないが、課題やこういう機能が必要であるというところは、主任専門支援員や主任相談支援員の方がいるので、そういう方がご意見の場に入る方がいいのか、代わりに言うことがいいのか、そのメンバーに自分がというところは自信がないところである。
会 長	相談支援部会は、輪番で部会長が決まっている。部会長という役職だけでいいのかということだと思う。
副会長	会長、副会長の一任で、事務局と決めていくことでいいのではないかな。
会 長	一任でよろしいか。 では、よろしいということで、基幹相談支援センターの設置に向けて、本腰を入れて進めていく。また本会自体は3月になってしまうが、共有しながら行きたい。 その他で、何かあるか。
委 員	ここで話した方が良いか、わからないが、このところ、区分判定のことで自分が関わっている作業所の保護者から相談があった。 半分くらい区分判定を取っていない方がいる。事業所として、区分判定を取ってほしいと所長が言うのかという話も聞いている。初めて区分判定を取ったと聞いた方で、区分が3だったと。手帳は2度で、区分は3ではないないよねという話がある。もう一人は、更新で、区分が3から2になったということがあった。区分判定がどのような判定だったが聞くと、聞きとりと主治医の意見書と日中、支援をする事業所には一切、聞き取りがなかったという話を聞いて、正しい判定ができるのかなと。 最近では、区分判定の話は出なくなっている。コンピュータで出すので、絶対に軽く出るよと。自分の所も3ではないとなり、区分4となり、ケースワーカーの方から、実態を見ると区分5ぐらいですよと。 そういう話が区分判定が始まった時にはあったが、初めて区分判定を受けた保護者が何も知らずに判定を受け、区分3だったと。区分判定のことをわからずに、区分判定を受けたのかと。誰から区分判定を受けなさいと言われて受けたのか。そこまでは聞いてはいない。 更新の人も、3から2となった。作業所も、将来的には生活介護にしようと言っているのに、生活介護になったら利用できないということになる。保護者は2とか3とか聞いても、実態をわかっていない。本当に区分変更の話は誰がするのか、そこが疑問で、区分6まであることを知らずに受けるという。区分変更をしてみようと思ったきっかけはどなたがしているのか。市のケースワーカーの方が区分判定を受けて下さいと言っているのか、その当たりのことも、保護者の方が初めて区分を取ってみようと思いましたといっていたので、唖然とした。 区分判定を受けていない方が、事業所の中には半分くらいいる。受けなくてもいいのか。そこも、どうかと。保護者としては、区分判定と愛の手帳は関係なく、年金などは全て手帳があればよいので、入るときは年代で手帳があ

	れば入れた。必要がなくは入れた。事業所として区分を取るように言わないといけないのか。相談員をしている立場から、ここで聞いてみようと考えた。 その判定の仕方も、一番長い時間を見ている人に聞き取りをしないで、よく判定で来たなど。主治医が障害がメインで行っているわけではないので、その先生が正しい判断ができたのかは疑問がある。なぜ、日中支援している人に全く聞かなかったのか。そこはケースワーカーにということなのか。
副会長	してよいのかもわかっていない。
委 員	友人も、異議申し立てをして、区分5まで上がった。保護者が区分3から区分2になったと平然と言うのは、区分判定がどういうものであるのかを分かっていないので、そういう言葉になったと思う。 それは誰が教えるのか、事業所の中で、皆さん、きちんと事業所の中で、区分判定を受けてくださいというのか、他の事業所も言っているのか。 ケースワーカーの区分判定のやり方。前は、支援する人に何も聞き取りがなかったということはなかったと思う。 事務局もいるし、事業所の方もいるし。どのような工夫をしてくださっているのか。いろいろな疑問があるので、回答していただけたらと思った。
会 長	事実の共有として、いかがでしょうか。
事務局	区分が必要か、必要ではないかというところは、障害福祉課に申請に来られた方に関しては、申請書を書いていただく段階で区分が必要なサービスについては説明をし、調査を行うことを説明している。 特定の方の調査に関しては、調査自体はケースワーカーが実施しているので、日中の支援者に聞き取りをしていなかったという部分については確認する必要があると考えている。
委 員	聞き取りをする際に、きちんと知的障害のことが分かっている人が聞き取りをされたのかなど。ここ3年くらい、ケースワーカーもころころ異動している。相談員にケースワーカーの担当の情報が来ていたが、ここ何年も来ていない。 市が事業所の方にきちんと周知していないという話も聞いている。 人事のことは事務局に言ってもダメだと思うが、きちんと上の方に話さないと、きちんと判定をするときに、知識がない方が判定されても、違う判定が出ることがわかった。
副会長	保護者同士のむすび付きもなくなってきているので、こういう風にやったらどうだろうという情報もないので、孤立していく可能性がある。
委 員	区分判定の話も出ない。 区分を取っている人は当たり前だが、今回の話を聞いて、取っていなかったと思ったこともあった。区分3がどのようなものかもわかっていない。例えば、B型事業所だとこのくらいの人が入るなど、わかっていない。事業所に入るときに、きちんと話をしないとけないんだなと思った。
会 長	必要な認定が受けられない。そもそも知る権利。情報アクセスの課題。権利

	擁護の部分であると思う。一部かもしれないが、そういう声が上がっている ので、個別に市と確認していくこともあるかと思うが、清瀬市だけではなく、 地域課題としてあると考える。 権利擁護・差別解消部会の方で、検討いただいて、こういう風にして欲しい という要望で済むのか、調査をするのか、そこについて検討をいただく。
委 員	事業所に通っている方が全て区分を持っているのかということも疑問になっ た。
副会長	部会で検討してよろしいか。
事務局	区分が必要な事業所と必要ではない事業所がある。聞き取りや係員の地区割 など、異動があったりと。
委 員	あまりに短期間で。
事務局	今年度も、定着するまでに時間が掛かってしまった部分もあり、お伝え出来 なかった部分もあった。判定に関しては、新しいメンバーになるときは、 係の長いものが同席をし、新任に関しては研修があるため、研修を受けた上 で、対応している。区分が下がった要因は、この段階では何とも言えない部 分がある。少なくとも、係員は研修を受け、調査を実施しているが、全く障 害に関わったことのない職員が来ることもある。
副会長	市の対応とかではなく、サービスからこぼれていかないように、権利擁護が できる視点ができると良いと思う。要素があると思う。
会 長	地域自立支援協議会として、部会に検討をお願いしたい。 今日欠席の委員からの意見を事務局からお願いしたい。
事務局	同行援護について意見があった。 他の自治体よりも時間数が少なく、ヘルパーも少ないため、検討してほし い。研修については、昨年度も予算を計上したが、予算を付けることができ なかった経緯がある。予算計上は改めてしたい。他の自治体との比較も含め て、財政部局にも訴えていきたい。 時間数に関しては、昨年度、増やしているが、他の自治体より少ないため、 今年度の計画策定の中で、増やす方向で行くのかも含めて、協議していき たい。
会 長	こうした必要な支援、サービスは計画に盛り込んだり、予算を付けてもら う必要があると思うが、そうするとあれもこれもになってしまう。ニーズは限 られた資源をどう配分していくのか、その必要性の根拠を示していくことが 必要となる。計画策定の方でも必要性を含めて検討していくことになるが、 ここでは相談支援含め、当事者の方々と向き合ってる方々の声が集まってく ると思うので、継続して見える形で出して頂ければと思う。 時間になりました。他にも議論すべきことがあるかもしれませんが、第 1 回の地域自立支援協議会本会議をこれで閉じさせていただきます。 何かありましたら、事務局会議に意見を出して頂ければと考えております。 本日はお忙しいところありがとうございました。